

知 立 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

公 示 年 月 日	令和2年11月12日
招 集 年 月 日	令和2年11月20日
招 集 場 所	J Aあいち中央 知立支店 2階 会議室
参 集 時 間	午後1時58、委員18名、市民部長及び事務局3名が参集した。
出 席 委 員	農業委員：1 杉原敬浩 2 高村昭広 3 林勝則 4 毛受浩 5 高木芳夫 6 永田治男 7 杉浦直美 8 石原國彦 9 鈴木和幸 10 藤井公人 11 池田とみゑ 12 竹本有基 13 岡田均 14 成瀬廣美 推進委員：15 平澤信幸 16 中野明夫 17 岡田教孝 18 石川勝幸 計18名
事 務 局	近藤事務局長、事務局職員＝加藤淳司、脇坂真也
開 会 時 間	午後1時59分 開会宣言 総会規則第7条の規定により定足数に達しておりますので総会を開会します。(会長)
日 程 第 一	午後2時04分 議事録署名委員の指名 13 岡田 均 14 成瀬 廣美 委員を指名します。(会長)
日 程 第 二	議案の審議
第 1 号 議 案 1 番	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 【議案第1号1番について議案書をもとに説明】 会 長：何かご質問、ご意見はありますか。 委員3：事務局説明で本案件の農振区分が農用地から農用外に農振整備計画の変更があったとのことですが、変更月日を教えてください。 事務局：令和2年10月8日付けで公告済みです。 委員3：全委員に配布している整備計画図面について、変更の度に委員へ変更した箇所を反映した図面を配布していく必要があるのではないのでしょうか。 事務局：現状、変更の都度に色を抜いた図面を作成していないため、それらを反映しご提示できる段階で配布する形でよろしいでしょうか。 委員3：いつ頃いただけますか。 事務局：農振整備計画の全体見直しを令和3年度に予定しておりますので、その段階で反映したものをお配りすることは可能です。 委員3：市全体をA4で示したサイズの程度のものであれば、その都度いただけないのでしょうか。 事務局：その都度、赤色の着色をフリーハンドで示していく程度でよろしいですか。

	委員 3：この図面はどのように作成しているのですか。一度作成したら、部分修正をせずに、数年間使用するということですか。 事務局：そのとおりです。 会 長：この図面は、どのくらいの頻度で更新しているのかを教えてください。 事務局：お配りしている附図 1 号を実際に作成しているのは、農振全体見直しのタイミングであるため、概ね 5 年に 1 度のタイミングで更新しています。 会 長：委員が持っている図面は、いつ頃までの案件が反映されていますか。 事務局：前回の見直し時点までの案件が反映されています。また、図面の更新にあたっては、委託費がかかるため、今後の更新頻度については、ご意見を踏まえて協議していきたいと思います。 委員 3：この程度の図面作成に委託しているのですか。 事務局：委託しています。 会 長：今後、農振除外の案件を随時反映していく方法については、今後検討していただくということをお願いします。 他にご質問、ご意見なければ意見なしとします。 (午後 2 時 2 0 分)
第 2 号 議 案 1 番	生産緑地買取り申出に係る農地の斡旋協力について 【議案第 2 号 1 番について議案書をもとに説明】 会 長：斡旋協力の依頼になりますので、地元の委員のみなさまは現地を確認いただき、期日までに回答のご報告いただきますようお願いいたします。 (午後 2 時 2 2 分)
第 3 号 議 案 1 番	相続税納税猶予に関する適格者証明願について 【議案第 3 号 1 番について議案書をもとに説明】 会 長：地元の委員さん、補足説明はありますか。 委員 5：申請地は現状私が委託を受けて耕作をしており、今後も農地として保全していきます。 会 長：他に何かご質問、ご意見はありませんか。 委 員：(意見なし) 会 長：それでは証明することといたします。 (午後 2 時 2 5 分)

第 4 号 議 案 1 番	農業経営改善計画認定申請書に対する意見について 【議案第 4 号 1 番について議案書をもとに説明】 会 長：地元委員である私より、補足説明をいたします。申請者は菌床しいたけ栽培を平成 25 年より開始し、現在、ハウスを 4 棟設置しています。以前は、売れなく困っている時期もありましたが、最近は販路を拡大し、需要に供給が追いつかないほど繁盛している状況です。販売先については、青果市場はもちろん、J A のグリーンセンター、三河地区のスーパーであるドミー、クラウンパレス、学校給食にも使用されていると聞いています。 今回、認定農業者の資格を取得し、菌床栽培のハウスを 6 棟増築し、需要に応じた栽培が可能な体制を作っていきたいとのことです。 当初、菌床栽培が農業にあたるかについては、疑問があったため、事務局にも調べてもらいましたが、農産品として問題ないとの判断で今回の議案としてあがっています。 委員 13：菌床しいたけとはどのような栽培方法になるのでしょうか。 会 長：木に菌をつけて栽培する原木栽培とは異なり、菌床栽培は、おが粉状のものを練り合わせて、原木程度の太さの筒状の塊を作り、そこに菌を混ぜて、徹底した温度管理のもと、しいたけを発生させるといった方法になります。原木栽培と比較し、スペースも取らずに栽培ができます。 委員 17：5 年後の目標についての進捗の管理については、市が行うのですか。 事務局：目標を達成していないからといって、認定を取消すものではありませんが、3 年と 5 年後を目安に、進捗状況を市で確認をいたします。 委員 2：障害者の方を雇用する場合は、NPO 法人等の体制である必要があるのですか。 事務局：元々、こちらの法人は就労継続支援 A 型、B 型の障害福祉サービスの事業所であり、バック詰め等を行っている中で、平成 25 年度より菌床栽培の事業も開始し、その中で、障害者の方が菌床栽培の作業も行うようになったといったことです。 委員 2：もともとは、NPO 法人として、障害者の雇用促進の事業として開始し、菌床栽培へも事業拡大したということですね。 事務局：NPO 法人ではありません。また、今回の計画書の申請にあたっては、福祉事業の売上等は計上せず、農業経営の売上のみを計上していただいています。 委員 2：現在の 4 棟での栽培のみで、約 3,000 万円の売上が発生しているということですか。 事務局：申請書を見る限りはその通りです。 会 長：実際には、1 年に何度も採れると聞いています。 事務局：しいたけの販売のみではなく、菌床の売りに出すこともあると聞いています。 会 長：他にご質問、ご意見がなければ、意見なしといたします。
--------------------------	--

	(午後 2 時 4 4 分)
第 5 号 議 案 1 番 2 番	農業委員会の適正な事務実施について 【議案第 5 号 1 番 2 番について議案書について一括説明】 会 長：何かご質問、ご意見はありますか。 委員 3：2 番について、現在の 3 0 アールはいつから設定しているのですか。また、近隣市の状況をお伝えください。また、理由にある「3 0 アール未満の農地を耕作している農家が、全農家数の 4 割以上」という記載がよくわかりません。所有面積が縮小していく中で、3 0 アールが適正なのかどうか、今回の理由を見る限り適正なのでしょうか。 事務局：3 年ほど前までは確認をしましたが、その際も 3 0 アールと設定していました。また、近隣市の状況としては、刈谷市と碧南市か高浜市のいずれかは 3 0 アール、安城市については、果樹農家等も多く、5 0 アールと確認しています。 委員 3：3 0 アール未満が 4 割以上あるというのはどういったことですか。 事務局：農地法施行規則で、農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内で定めようとする面積未満の農地を持っている人の数が概ね 1 0 0 分の 4 0 を下回らないようにすることとあり、知立市は、3, 0 0 0 m²未満の耕作者が全体の 1 0 0 分の 4 0 以上いるため、適正と判断しています。 市民部長：下限面積の趣旨としては、農家の細分化を防ぐこと及び新規参入、経営拡大をしやすいことであるため、一定の下限面積を設定しているものと認識しています。3 0 アール以下の農家がどのくらいいるかは把握していませんが、新規参入を目指す際の地域の平均的な反別を参考に、ハードルを設けている位置づけになります。 事務局：3 0 アール以下の農家は 8 0 %です。 委員 3：耕作面積が大きい地域は国の基準である 5 0 アールに設定し、耕作面積が小さい地域は下げていくという考え方ですね。3 0 アール以下の設定している地域はどのくらいありますか。このまま、議案を承認するのではなく、データを用意し、議論したうえで、公表していく必要があると思います。 委員 2：3 0 アール未満の農地を耕作している農家が 8 0 %とのことですが、多くの方が営農に利用権を設定している状況の中で、自分から農地を購入している人は少ないと思います。現状、3 0 アール耕作していない農家は今後も農地を購入できないという考えでよいですか。 市民部長：現状、3 0 アール耕作していなくても、購入後に経営面積が 3 0 アールを超えれば、購入できます。 委員 2：新規の方が 3 0 アール一気に購入して耕作すれば問題ないということですね。

	事務局：下限面積はあくまでも許可していくうえでのひとつの要件にすぎません。他に従事日数や所有農機具等を総合的に判断していくものになります。 委員 2：下限面積のみをクリアしただけでは農地取得はできないという考え方ですね。 委員 3：以前にも案件がありましたが、農家でない人が農地を購入することはあるべき姿ではない気がします。農家要件を全部満たさないといけないのか、委員に説明してください。 事務局：必ず要件を 100%満たしていないと許可しないというわけではありませんが、中でも下限面積は重要視している要件になります。他に従事日数や所有農機具の判断等もありますが、このあたりは、数字のみで判断せず、申請者への聞き取り等を必要に応じて行い、向上が見込めるということであれば、事務局や地元委員が判断していくことになると思います。 委員 3：見込みということになりますね。追跡調査はするのですか。 委員 2：以前にある方が、3 条許可で農地を取得しましたが、3 年間耕作を自身でおこなった後に営農へ預けており、結局は購入することが目的になっています。 会 長：議案第 5 号 1 番については、本日意見なしとし、2 番については、もう少し協議が必要と判断し、下限面積が適切かどうかという点も含め、資料等を事務局で用意し、次回総会で再度協議するとしてはどうでしょうか。 事務局長：年度内に 1 度協議を行い、数値を周知していくということでもありますので、問題ありません。11 月総会でみなさんよりご意見があったということですので、現状は 30 アールで運用させていただき、次回総会で協議の結果、下限面積を変更するということであれば、それ以降に変更していくということで進めさせていただきます。 委員 13：所有している農地が 30 アール以上の方が購入できる対象であると認識していましたが、30 アール所有していない人でも購入できるのですか。 会 長：購入して合計が 30 アール超えればよいという認識はしていなかったため、そのあたりは一度整理する必要がありますね。 委員 12：議案書に記載された※の通知等がどういうものかわからないため、資料として添付し、図解説明をしていただけると、委員も理解がしやすいと思うため、今後検討してください。 事務局長：7 月に委員が改正された際に、研修会を開催した際の資料に 3 条許可の審議のポイントが明記された資料がありますので、次回の総会時以降にお示しできるように進めてまいります。また、委員 12 からご意見いただきましたように、参考資料をご用意できればと思っています。 会 長：3 条許可要件の下限面積についてですが、受人が耕作に供すべき農地は、農業委員会の定める下限面積 30 アールを超えているかがポイントになります。所有面積のみと認識していましたが、そのあたりどうでしょうか。 市民部長：下限面積は経営面積で判断するため、借入地も面積に含まれます。 委員 3：追跡調査をしっかり行わないと、農地を所有していない農家に 3 条許可を認
--	---

	めていくことは非常に危険ではないでしょうか。 市民部長：判断要件の数字は設定していますが、絶対値ではないため、状況に応じた審議を行い、場合によっては保留という判断をしていくこともあるかと思えます。 会 長：議案第5号2番については、次回総会で、再度審議することといたします。 （午後3時25分）
日 程 第 三 報 告 案 件 1 号 2 号 3 号	会 長：報告案件について、お気づきの点があればご発言ください。 委員5：報告第2号10番について、転用目的が資材置場として届出がでていますが、非常に狭い道路を通っていかないといけない場所に位置しますが、どのような使用をする予定かわかれば教えてほしいです。 事務局：市街化区域の届出の必要添付書類として、計画図等は求めておりませんので、資材置場の使用方法については把握していません。 委員5：道が狭いので、2t車以上の車は通行が難しいのではと心配はしておりますが、今後、もしわかれば教えてください。 （午後2時27分）
日 程 第 四 そ の 他	・活動状況報告について ・農業委員会手帳の配布について （午後3時31分）
閉 会 時 間	午後3時32分 閉会宣言（会長） 農業委員会総会を閉会します。